



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2021 JANUARY / 237号

★ 英国のEU 離脱 (BREXIT) と欧州共同体の商標及び意匠 ★

英国 (UK) の欧州共同体 (EU) 離脱は 2020 年 2 月 1 日に発効しましたが、2020 年 12 月 31 日までは移行期間として従来どおり取り扱われていました。しかし、2021 年 1 月 1 日からは正式に離脱しますので、新段階に入ります。

1. 欧州共同体 (EU) 商標

- (1) 2021 年 1 月 1 日以降、全ての EU 登録商標は、英国に国内出願・登録されたものとして取り扱われず。
- (2) 全ての EU 登録商標は同等の英国国内商標として英国知財庁 (UKIPO) の登録簿に移行登録されます。この移行登録は、権利者が手続きなくとも、自動的にかつ無償で行われます。これを「クローン英国登録」といいます。創設される登録番号には 2 種類あります。最初から EU 商標の場合、EU 登録番号の頭に「UK009」が付されたものとなり、マドプロ国際出願で EU 指定の場合は、国際登録番号の頭に「UK008」が付されたものとなります。EU 登録から移行された英国商標登録については、2021 年 1 月 1 日以降は、更新期限到来時に英国知財庁に対して個別に更新手続する必要があります。
- (3) EU 商標が出願中でまだ登録になっていない場合には、出願人は 2021 年 1 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの間に、同一商標、同一商品・役務若しくは EU 出願に包含されている商品・役務の一部につき、英国国内商標出願をすることができます。この場合は、代理人費用はもちろん、英国政府費用も必要です。その英国商標出願は、EU 出願の出願日、優先日、さらに、英国国内登録に基づくシニオリティが伴う場合にはシニオリティの日を保持することが可能です。

2. 欧州共同体 (EU) 意匠

EU 登録商標とよく似ています。2021 年 1 月 1 日に登録され公告されている EU 登録意匠は自動的に無償で英国知財庁の登録簿に英国国内意匠として移行登録されます。これも「クローン英国登録」といいます。創設される登録番号には 2 種類あります。最初から EU 意匠の場合、EU 登録番号の頭に「9」が付されたものとなり、ハーグ国際出願で EU 指定の場合は、国際登録番号の頭に「8」が付されたものとなります。移行された登録の維持料金を英国知財庁に対して 5 年ごとに支払うことにより、EU 意匠登録と同様に最長 25 年間権利が存続します。

EU 意匠が出願中でまだ登録になっていない場合には、出願人は 2021 年 1 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの間に同一意匠につき、英国国内意匠出願をすることができます。

3. 注意点

- (1) 上記のように、2020 年 12 月 31 日に出願中で未登録だった商標・意匠出願について、2021 年 9 月 30 日までに英国国内商標・意匠出願を行うかどうかを決定しなければなりません。
- (2) ライセンス許諾、担保権設定等の登録は、自動的に EU 登録簿から英国知財庁の登録簿に移行しないので、2021 年 1 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの間に英国知財庁に登録手続を取る必要があります。
- (3) 離脱後 3 年間は、英国内の代理人を管理人として指定しておくこと (address for service) は強制されませんが、2024 年 1 月 1 日以降は必須となります。